暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書

奥州市水沢産業まつり実行委員会　殿

奥州商工会議所　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　所 |  |
| ふりがな  氏　　名 |  |
|  |
| 生年月日 | 昭和 ・ 平成　　　年　　月　　日生（満　　　歳） |

**１　私（当社）は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明・確約【いたします・いたしません】。**※【いたします・いたしません】のいずれかを◯で囲むこと。以下同じ。

①暴力団　②暴力団員　③暴力団準構成員　④暴力団関係企業　⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ　⑥暴力団員でなくなってから５年を経過していない者　⑦その他前各号に準ずる者

**２　私（当社）は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」という。）と、次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明・確約【いたします・いたしません】。**

①反社会的勢力等によってその経営を支配され、又はその経営に実質的に関与している関係

②自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力等を利用している関係

③反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係

④その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

**３　私（当社）は、過去の出店又は別の祭典、催事等において、犯罪行為や不正行為、トラブル等を起こしたことを理由に出店不許可、又は出店許可を取り消されたことがないことを表明・確約【いたします・いたしません】。**

**４　私（当社）は、露店等の出店に関し、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当するいずれの行為も行わないこと、過去においても行っていないことを表明・確約**

**【いたします・いたしません】。**

①暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為

②取引において脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

③風説の流布、偽計若しくは威力を用いて主催者の信用を毀損し、又は主催者の業務を妨害する行為

④恣意的若しくは公平性を欠く場所割り又は社会通念上相当と認められない物品購入を要求する行為

⑤各種法令に抵触する行為又は素行不良行為

⑥その他前各号に準ずる行為

**５　私（当社）は、露店等の出店に際し、次の各号に該当するいずれの行為も行わないことを表明・確約【いたします・いたしません】。**

①出店申請書に虚偽の記載をし、又は偽造、変造若しくは不正の手段により入手した身分証明書類を添付すること。

②従業員の変更を祭典初日の２日前までに主催者に届け出をせず、申請していない者を従事させること。

③名義貸しによる出店

④反社勢力又は第三者に対し、みかじめ料、ショバ代等いかなる名目を問わず利益や便宜を供与すること。

⑤半裸体又は入れ墨が見える服装、粗野又は卑猥な言動等他人の迷惑になる言動をとること。

⑥保健所の営業許可を受けず露店等で食品を扱うこと。

⑦消防署への届出をせず露店等で火気を使用すること。

⑧警察から道路使用許可を受けず道路若しくは歩道に出店すること、又は客が道路や歩道に並ぶと予想されるのに道路使用許可を受けないこと。

⑨主催者、保健所又は警察から許可等を受けた許可証を露店等の見やすい場所に掲示しないこと。

⑩後記の遵守事項に反すること。

⑪主催者又は警察、関係機関の指示に従わず、祭礼の円滑な運営に協力しないこと。

**６　私（当社）は、これら各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合、又はこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合、出店の不許可、出店許可の取り消し、出店中の露店の撤去又は今後一切の祭礼等への出店不許可等いかなる措置を受けても一切異議申し立てをせず、賠償又は補償を求めないとともに、当該措置によって損害が生じた場合は、一切私の責任とすることを表明・確約【いたします・いたしません】。**

【署名・押印欄】

以上、私が記載した表明・確約事項は事実に相違ありません。

また、遵守事項等を厳守し、健全に祭典を盛り上げることを誓います。

　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　署名　　　　　　　　　　㊞

**■　遵守事項**

１ 法律で禁止されている物品を販売しないこと。

２　食品を扱う場合、常に衛生面に配慮し、食材、食品等を適切に保管すること。

３　火気を使用する場合、消火器を常設すること。

４　ゴミ類を確実に処分し、出店場所を使用前の状態に復すること。

５　物品の搬出入は、交通の支障にならないよう行うこと。

６　車両を他人等の敷地に駐停車しないこと。

７　常に責任者を常駐させ、申請者への連絡先を明らかにしておくこと。

**■　注意事項**

１　申請者、従業員全員が個別に表明・確約書を自筆して作成して提出すること（コピー再利用不可）。

２　虚偽記載の場合並びに表明・確約書記載事項に反する行為を行う等した場合、以後の出店を許可しないこととなります。

３　本表明・確約書の提出をもって、提出者の個人情報を岩手県警察に提供し、反社勢力への該当性等の審査に使用することを承諾したものとみなします。

**※記載漏れは受理しません。**

**代表者だけではなく、従業員分も全て作成してください。**

**代筆は認めません。本人が自筆したものを提出してください。**

**記載後の書面をコピーしての再利用はできません。**